

飛躍の年

新年度のごあいさつ



秋田市農業委員会
会長 佐々木 吉秋

新たな年度を迎え、皆様におかれましてはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。また、当委員会の業務運営、活動に対し、ご理解とご協力をいただき心から感謝申し上げます。

さて、昨年を振り返ってみますと、稲作においては田植え後の低温や日照不足、8月に入ってからの長雨等により生育が振るわず、作況指数が94となつてしまいました。また、エネルギー価格の上昇等により、肥料や飼料価格が高騰しており、今後、農業経営も一層厳しさが増すものと感じております。

そのような中、当委員会では皆様の経営状況の向上を図るため、農業者からの意見や要望を行政へ届け、実現に向けて関係機関と連携しながら取り組んでまいります。

今年も卯年です。ウサギのように困難な壁を乗り越えて、どこまでも飛躍できますようお互い頑張りましょう。



ジャンボウサギの「さとし」
写真提供：秋田市大森山動物園「あきぎんオモリン」の森

秋田市農業委員会 農業委員・農地利用最適化推進委員一同

会長

佐々木 吉秋

会長職務代理者

鈴木 昇

農業委員

推進委員

佐々木英久 藤嶋 卓也

武藤 真作 鎌田 一

関 正美 伊藤 貞美

星 容子 保坂 正真

相場 堅一 中嶋 庄悦

佐々木繁明 加賀谷誠咲

安田 友一 荻原 豊

白岩 勝 鎌田 重憲

柴田ますみ 熊谷 裕幸

鎌田 悦雄 鈴木 英弘

佐々木和昭 平川 秀悦

齊藤 善彦 伊藤 由和

藤田 修 加藤 哲実

加藤 淳 鈴木 栄一

三浦 宏和 堀井 喜一

伊藤 洋文 佐藤 公誠

(議席順) 加賀屋慎一 鎌田 一美

菅原 豊志

鈴木 仁司

足利 俊博

藤島 岳洋

鎌田 文市

山上 一

石井 健

酒井 慶一

佐々木 強

吉田 孝司

佐々木 晃

齊藤又右衛門 (区域順)



1

令和5年は改選年

今期の委員は今年の7月19日に任期が満了となります。現在改選準備を進めています。

What's "農業委員会"

選考スケジュール

今ここ!

令和5年 2月10~13日	2月27日	4月下旬	6月	7月20日
募集説明会 市内3か所で業務内容や選考スケジュールの説明を行いました。	募集開始 3月24日まで行いました。	選考 選考委員会で、19名の農業委員候補者を決定します。	6月市議会定例会 市議会からの同意を経て、次期農業委員が決まります。	任命 市長が任命します。
これまでの応募状況については、ホームページをご覧ください。  広報ID 1037006		6月下旬	7月13日	7月20日
		選考 選考委員会で29名の推進委員候補者を決定します。	総会 農業委員会総会での議決により、次期推進委員が決まります。	委嘱 農業委員会が委嘱します。

2

農業のより良い未来を目指します

みなさんどんな思いで農業委員・推進委員になったのでしょうか。今回は、伊藤推進委員が、初めて推進委員になったときの感想や、日頃の農業に対する思いなどをご紹介します。

私は下浜長浜で農家の長男として生まれ、地元の金融機関を定年退職後、令和2年7月から初めて農地利用最適化推進委員となりました。当初は、地域内で具体的に何をどうすればいいのか不安もありましたが、野球に例えれば「打てるかどうか考える前に、まずはバットを振ってみなさい。」この考えのもと、先輩の農業委員のご指導を受けつつ、微力ながらもこれまで活動を続けることができました。

最後に、個人的な話になりますが、農地を巡回する途中で時々目にした果樹栽培が下浜でもできないかと考え、数年前に「桃の木」を自宅裏の畑に植えました。立派とは言えませんが、実がなったので、ご近所さんへ「ちよっとしたおすそ分け」ができました。実りの喜びというのは農業に携わる人だけが味わうことができるの特権かもしれません。

推進委員活動では、令和3年に農地パトロールで地元下浜地区を巡回した際、農業者の減少・耕作条件の劣悪等による遊休農地の多さに驚きました。この内、非農地と判断された土地については、所有者に訪問して、意思を確認しながら、最終的に法務局へ同行して地目変更の手続きを行いました。非農地化を進める一方で、後継者・お嫁さん不

足など山積する課題を解決し、農業を継続するためには、今が必要か。たとえば、集落内のグループで野菜農場など作り、地産地消しながら、お客さんを農場に呼び込んで様々な体験をしてもらい、農業のすばらしさや楽しさを感じてもらうことも方策の一つではないでしょうか。

今後も推進委員として、これまで以上に地域に入り込んだ活動をしていきたいと考えています。



第7回

委員紹介コーナー

「ふるさとの農地を守り子どもらへ」

農地利用最適化推進委員

伊藤 由和

「農地の番人」兼「地域づくり人材」

農業委員会には農地に関する様々な役割があります。主要な業務をご紹介します。

農業委員会総会の開催

法令に基づく農地の権利移動等の許認可、農地の保全について審議・協議を行う



令和4年第11回農業委員会総会

農地利用最適化の推進

遊休農地の調査や発生防止、担い手への農地の集積を促進

- ◆ 農地パトロール
- ◆ 新規就農相談 など



就農希望者と農地を探す様子

意見・要望活動

国や市の農業施策、農地等の利用の最適化の推進に対して意見・要望を提出



農業委員会大会：県内の農業委員会が集い、国への要望事項をまとめた

農業者年金業務

農業者年金にかかる管理業務、各種相談対応、年金制度の周知



窓口での加入手続きの様子

農業者の経営支援

地域農業の担い手の確保・育成を図るため、経営に役立つ複式簿記の導入や家族経営協定の締結を支援



過去の農業簿記講習会の様子

広報・情報提供

農業情勢や委員会業務等について、情報を農家へ提供

- ◆ 農業活性化フォーラム開催
- ◆ 農委だより発行 など



今までに発行した農委だより

地域の農業者の代表です

日々の活動や、農業活性化フォーラムなど農業者が集まる機会を通じて皆様からいただいたご意見や要望が農業施策等に反映されるよう行政機関に働きかけています。



広報ID
1011406

10月4日、秋田市農業委員会から穂積市長へ令和5年度秋田市農業施策等に対する要望書を提出しました。

本要望書は、農業委員会総会で協議の上、決定したものです。要望書に対する回答はHPへ掲載しています。

要望内容

- 担い手等の確保 ①担い手への経営継承
②新規就農者の確保
- 令和5年度秋田市単独補助土地改良事業の推進
- 主食用米の作付転換
- 地産地消の推進



穂積市長（中央）と、委員会を代表して要望書を提出した農業委員

Award
お祝い

令和4年度
秋田市農業大賞表彰式

2月7日に、農業の発展に貢献している個人や団体を表彰しました。
表彰された方々は、次のとおりです。

秋田市農業大賞

地域の担い手として模範的な活動を展開して、優れた業績を上げている個人や団体を表彰

★秋田市農業大賞

農事組合法人
平沢ファーム 様(雄和)

★秋田市農業賞

経営体部門：土地利用型の部

佐藤 慶信 様(下新城)
ファームビルド株式会社 様(金足)

経営体部門：園芸生産の部

伊藤 錚悦 様(雄和)

若手農業者部門

沢田石武瑠 様(四ツ小屋)

地域活性化部門

島田雄一郎 様(河辺)

農政協力員永年勤続表彰

10年以上農政協力員として、市や農業委員会と地域農業者のパイプ役として活躍されている方々を表彰



農業子ども絵画コンクール

農業に関する絵画を市内の小学校から募集し、優秀な成績を収めた10作品を表彰

★最優秀賞

三浦 晴紀さん(東小4年)

★優秀賞

佐藤 彩良さん(秋大附属小4年)

★特別賞

中山 智瑛さん(旭南小1年)

吉田 理玖さん(広面小1年)

長谷川 稀玲さん(広面小3年)

本庄谷 菜那さん(旭川小3年)

小玉 倅史郎さん(秋大附属小5年)

藤田 ひかりさん(金足西小5年)

佐藤 久実さん(広面小6年)

佐藤 維音さん(飯島南小6年)

- 木曾 和美様(旭川)
- 泉 勳様(上新城)
- 中嶋 和雄様(〃)
- 阿部 留壽様(太平)
- 田口 寿誓様(〃)
- 鈴木 久光様(〃)
- 平川 秀悦様(下北手)
- 加藤 哲実様(新屋・浜田)
- 安田 富治雄 様(金足・下新城)
- 渋谷 善市様(〃)
- 佐々木 明様(和田)
- 進藤 菊男様(〃)
- 伊藤 兼久様(豊島)
- 大友 幹雄様(種平)
- 古屋 久勝様(〃)



information
お知らせ

下限面積要件が廃止されます

売り買い 貸し借りの要件が変わります

農地の権利移動(売買や貸借など)に農地法第3条に基づく農業委員会の許可が必要です。
同法では農地をきちんと耕作できるかどうかを判断する基準(許可要件)が定められています。

令 和5年4月1日から、許可要件の一つである「下限面積要件」が廃止されました。

この要件は、しっかりとした農業経営を行うため、経営面積が一定以上にならないと許可できないとする「最低経営面積」を定めたものです。

廃止により、小面積での農業参入(半農半X)がしやすくなることや遊休農地の解消などが期待されている一方で、安定的・継続的な経営が出来るかどうか判断できないのではという声もあります。

農地法第3条許可要件(個人の場合)の変更点

現行	4月1日以降
① 全部効率利用要件 ・全ての農地を効率的に耕作すること	現行のまま 継続
② 農作業常時従事要件 ・必要な農作業に常時従事すること (原則1500日/年)	現行のまま 継続
③ 下限面積要件 ・経営面積が30a(畑作等は10a) ・空き家に付随した農地の取得は0.01a	廃止
④ 地域との調和要件 ・地域の農地の総合的利用等に支障が生じないこと	現行のまま 継続

※ほかの許可要件は変更ないのでご注意ください

令和5年10月1日から消費税のインボイス制度が始まります

インボイス制度の概要

導入の経緯等

インボイス制度（適格請求書等保存方式）は、複数税率に対応した仕入税額控除の方式であり、売手が買手に対して正確な適用税率や消費税額等を伝えるために導入されるものです。

インボイス制度においては、売手は、買手に対して正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段としてインボイスを交付し、買手はインボイスを保存して仕入税額控除の適用を受けることになります。（下図）

消費税の仕組み

消費税は消費者が負担することを予定する税ですが、その消費税について納税をするのは、消費者に物の販売や、サービスの提供を行った事業者となります。納税する消費税額は、売上げに係る消費税額から仕入れに係る消費税額を控除することにより算出します。この仕入れに係る消費税額を控除することを「仕入税額控除」といいます。



インボイス制度に対応するための検討事項・事前準備等

インボイス発行事業者となるかは事業者の任意であるため、次の点から登録を受けるか検討することとなります。

▼ 売上先がインボイスを必要とするか

課税事業者は仕入税額控除のためにインボイスを必要としますが、例えば、消費者や免税事業者とはならず、課税事業者として申告が必要となります。

▼ 申告に係る事務負担の検討

インボイス発行事業者となると、基準期間における課税売上高が1千万円以下となっても、免税事業者とはならず、課税事業者として申告が必要となります。

なお、簡易課税制度を選択することにより、申告に係る事務負担を軽減することが可能です。

インボイス制度における特例

生産者が農業協同組合等に委託して行う農林水産物の販売

農業協同組合等（農協等）の組合員その他の構成員が、農協等に対して、無条件委託方式かつ共同計算方式※により販売を委託した、農林水産物の販売（その農林水産物の譲渡を行う者を特定せずに行うものに限ります。）は、インボイスを交付することが困難な取引として、組合員等から購入者に対するインボイスの交付義務が免除されます。

また、この場合において、農林水産物を購入した事業者は、農協等が作成する一定の書

類を保存することが仕入税額控除の適用を受けるための要件となります。

※無条件委託方式

出荷した農林水産物について、売値、出荷時期、出荷先等の条件を付けずに、その販売を委託すること、共同計算方式とは、一定の期間における農林水産物の譲渡に係る対価の額をその農林水産物の種類、品質、等級その他の区分ごとに平均した価格をもって算出した金額を基礎として精算することを行います。

媒介者交付特例

ファーマーズマーケットに農林水産物を出品し委託販売を行う、といった媒介者等を介して課税資産の譲渡等を行う場合においては、課税資産の譲渡等を行う事業者に代わって媒介者等がインボイスを交付できる媒介者交付特例を活用することができます。

当該特例を適用する場合には、媒介者等と課税資産の譲渡等を行う事業者の双方がインボイス発行事業者であり、農林水産物の販売など、課税資産の譲渡等を行う前までに媒介者等へ課税資産の譲渡等を行う事業者は登録を受けている旨の通知をする必要がある点など留意が必要です。

令和5年度税制改正(案)の概要

令和5年度税制改正の大綱が令和4年12月23日に閣議決定されました。当該大綱において、インボイス制度に係る改正(案)も掲げられております。

詳しくは、財務省ホームページの特設サイトをご覧ください。



※本文は令和5年1月時点の法令等に基づき作成しています

新規就農に向けた サポートについて



秋田市園芸振興センターでは、新規就農を目指す研修生たちが、園芸作物に特化した栽培技術等を学んでいます。

近頃、この研修生をはじめとした新規就農希望者から、耕作する農地の確保についての問い合わせが少しずつ増えています。しかし、すぐに借入が可能な場所が遊休化しているなど、耕作してみなければ分からない事も多く、短期間で地域の状況を把握し、近隣の耕作状況などを伝えきれないのが現状です。

また、生産品の販売方法が多様化し、農業関連の団体に関わる新規就農希望者が少ないこともあり、地域の農業者と接する機会が少なく情報が乏しいことから、「就農後に経営維持できるのか」と心配する声もありました。

そこで私達女性農業委員は、研修生と地域の農業委員等とのマッチングを目的とする交流会を提案し、昨年の12月14日に開催することができました。交流会では、就農後の様々な心配などについて語り合い、農業委員からは、継続した経営ができるようエールを送りました。

このように、新規就農希望者が地域の農業者と接点を持ち、少しでも多くの時間を共有し、信頼を築くことにより、耕作開始時の負担を軽減し、就農後には地域からのフォローも期待できるかと思えます。

新たに就農されるみなさんが、地域の担い手として今後活躍されることを期待しています。

(農業委員 柴田ますみ)



就農希望地の担当農業委員・推進委員と交流する研修生



秋田市 フォトだより



講習会の様子。10名の方が受講しました。

12月5～6日にパソコン農業簿記講習会を開催しました。

令和5年10月からインボイス制度が始まり、消費税の取扱いが複雑になることから、受講者の方々は青色申告や複式簿記帳のポイントなどについての講話に熱心に耳を傾けていました。

編集後記



平沢ファームでは平成28年からダリアの本格的な栽培を始めましたが、切花出荷では全く採算が取れない作物でした。その理由として、単価の下落、早朝5時頃からの出荷作業、機械化ができず作業効率が悪いこと、栽培技術にも熟練を要すること等々が挙げられます。しかし、令和3年から市場価格が上昇傾向に転じたこと、98坪ハウス7棟、露地60アールを2人きりの集中作業で朝6時から午後3時頃までに完了できる勤務体制を整え、大幅な作業コストの削減を図ったこと、これらにより黒字経営となりました。

今年で栽培してから7年目となり、秋田市農業大賞の栄誉に浴することができました。これを契機に「なまはげダリア」の生産性向上に一層まい進する所存でございます。

最後に「農委だより」編集にあたり、ご協力いただきました皆様にお礼申し上げます。
(農地利用最適化委員 齊藤 又右衛門)



お申し込み、お問い合わせはお近くのJAまたは農業委員会へ

加入要件はたったこれだけ!

- ☑ 60歳未満
- ☑ 国民年金1号被保険者
- ☑ 年間60日以上農業に従事



多くのメリットが!

- ① 終身年金で80歳までの保証付き
- ② 支払う保険料は全額社会保険料控除の対象
- ③ 保険料国庫補助による手厚い支援



全国農業新聞は、農業および農政の現状を中心に農業者の経営とくらしに役立つ情報をお届けします。

- ・発行日……………毎週金曜日
- ・購読料……………700円/1か月(送料、税込み)

秋田市農業委員会事務局 ☎888-5796